

特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	みよし市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	38	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	59	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第15の項 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第1条	みよし市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱第1条、第2条

	<p>この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する（児童又は生徒）について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における（教育の普及奨励を図る）ことを目的とする。</p> <p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この要綱は、（特別支援教育の振興を図る）ため、みよし市が行う特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 奨励費の支給対象となる者は、みよし市立の（小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者）で、かつ、その世帯の前年の収入の額（以下「収入額」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の2.5倍未満の保護者とする。ただし、みよし市就学援助費事務取扱要綱（平成19年10月17日）の規定に基づく就学援助の認定を受けている者は支給対象としない。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		みよし市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令61条 項2号	みよし市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱第4条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	特別支援教育就学奨励費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令61条 項2号イ	みよし市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令61条 項2号ロ	みよし市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令61条 項1号	みよし市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱第7条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第三条第二項の経費の支給に関する事務	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令61条 項1号	みよし市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱第4条、別記様式
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める利用特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2025年06月30日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	